

## 本邦における証券化取引に対する適格格付の公表要件（案）

バーゼルⅡでは、証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセットの額の算出の際に、「証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与された」格付の利用を認めています（例えば、銀行法第14条の2に基づく告示の第249条第3項第2号参照）。

もっとも、証券化エクスポージャーは、公募・私募を問わず個々の案件の詳細を第三者が把握することは難しいほか、過去のデフォルト実績も僅少なため、格付をデフォルト実績値（例えば、3年累積デフォルト率）によって有意に検証することが困難なのが実情です。このため、事業法人等に対する格付と比較して、証券化エクスポージャーに対する格付には市場規律が働きにくいという特徴があります。こうした特徴を踏まえ、バーゼルⅡでは、証券化エクスポージャーに対する格付の適正さが市場規律を通じて担保されるようにするため、「当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること」（同項第3号）も求めています。

これらの点に鑑みると、証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセットの額の算出の際に用いられる格付に関しては、事業法人等に対する格付以上に、適格格付機関が設定した格付基準（クライテリア）に基づき厳格に付与され、個々の証券化エクスポージャーに対する格付及び格付基準そのものの適切性が常に第三者によって評価され得ることが重要と考えられます。このような観点から、「当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること」という要件を充足するためには、以下の項目について、適格格付機関からウェブサイトやレポート等の手段を通じ、市場参加者が容易に入手可能であること（注1）が必要であると考えられます。

なお、当該公表項目は、平成19年3月末のバーゼルⅡの実施開始までに整備されることが期待されており、必ずしも、本年3月末から開始される内部格付手法採用行を対象とした予備計算において必要とされるものではありません。

### 1. 一般情報

- ・ 格付基準（クライテリア）（注2）
- ・ 格付推移行列（マトリックス）
  - グローバル・ベース及び本邦ベース
  - 公表格付ベース（但し、公表格付と同様の基準に基づく非公表格付を含めることは可）

## 2. 案件情報

- ・ 案件の名称
- ・ 格付
- ・ 発行金額
- ・ 通貨
- ・ 裏付資産の種類（(例) 住宅ローン債権、オート・ローン債権、リース債権）
- ・ 劣後比率（注3）
- ・ 発行日
- ・ 法定最終償還日
- ・ クーポン・タイプ（固定/変動）
- ・ 利率（注4）
- ・ スキームの概略等を記載した適格格付機関のレポート（注5）
- ・ 格付を変更した際の理由

(注1) 「市場参加者が容易に入手可能であること」とは、原則として適格格付機関のウェブサイトにて無料で閲覧可能であることを想定していますが、上記の公表項目のうち、例えば、より詳細な格付基準（クライテリア）及びスキームの概略等を記載したレポートを有料で公表することを排除するものではありません。また、原則として、海外で組成された案件については、公表項目に関する情報を無料で公表することを想定するものではありません。

(注2) 格付基準については、バーゼルⅡの要件（例えば、銀行法第14条の2に基づく告示の第249条第3項第3号参照）に従って公表される格付の適切性を市場参加者が評価する際に最低限必要な程度の内容の開示が期待されます。

(注3) 劣後比率については、「劣後部分の額/原資産の額」を基本的に想定していますが、他の定義であっても、当該定義が明確に記載され、格付機関毎に一貫性をもって用いられている場合は、許容されます。

(注4) 利率については、市場参加者が市場流通価格を容易に入手可能であること等の合理的な理由がある場合は、利率が公表されていないことのみをもって、適格格付としないことは想定していません。

(注5) 適格格付機関のレポートについては、当該適格格付機関の格付プロセスの信頼性に重大な疑義が生じない場合には、作成・公表が行われていないことのみをもって、適格格付としないことは想定していません。

以 上